

議案第 41 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録) 第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わつたときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しななければならない。 (1)～(4) 略 (5)・(6) 略 市長は、印鑑登録原票に前項各号に掲げる事項のほか必要と認める事項を登録することができる。 (印鑑登録証の交付) 第7条 市長は、前条の規定による印鑑の登録をした場合には、登録番号を記載した印鑑登録証(以下「登録証」という。)を印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対して直接に交付する。</p>	<p>(印鑑の登録) 第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わつたときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しななければならない。 (1)～(4) 略 (5) 男女の別 (6)・(7) 略 (印鑑登録証等の交付) 第7条 市長は、前条の規定による印鑑の登録をした場合には、登録番号を記載した印鑑登録証(印鑑登録を受けた者について、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。以下「登録証」という。)を印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対して直接に交付する。</p>
<p>2 略 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、第14条の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を所持する者から登録証の交付を要しない旨の申出があつたときは、登録証の交付を行わないことができる。 (登録証の亡失) 第9条 登録者は、登録証を亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 2・3 略</p>	<p>2 略 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、第14条の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があつたときは、印鑑登録証の交付を行わないことができる。 (登録証の亡失) 第9条 登録者又はその代理人は、登録証を亡失したときは、直ちに登録している印鑑を添えて届け出なければならない。 2・3 略</p>

<p>(登録廃止の届出)</p> <p>第12条 登録者又はその代理人は、当該印鑑の登録の廃止をしようとする場合及び登録された印鑑を亡失した場合は、登録証を添えて届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて第6条第3号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定による申請は、規則で定める方法により、申請人が本人であることを明らかにしてしなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により申請があつたときは、登録証及び印鑑登録原票と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(印鑑登録証明書の自動交付)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものを用いて暗証番号及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(登録廃止の届出)</p> <p>第12条 登録者又はその代理人は、当該印鑑の登録の廃止をしようとする場合及び登録された印鑑を亡失した場合は、登録証を添えて届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて第6条第3号から第7号までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、登録証及び印鑑登録原票と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(印鑑登録証明書の自動交付)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、自ら自動交付機に登録証を使用し又は多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものを用いて暗証番号及び必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(暗証番号の登録)</p> <p>第17条 前条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ自ら市長に暗証番号を届け出てその登録を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 第4条の規定は、前項に規定する暗証番号の登録及び変更について準用する。</p> <p>(暗証番号の廃止)</p> <p>第18条 登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、自ら市長に廃止の届出をしなければならない。</p>

第17条～第23条 略

2 第3条第2項の規定は、前項の廃止の届出について準用する。
第19条～第25条 略

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。